

# 社会福祉団体等助成事業のご案内

## 助成目的

精華町において草の根的に取り組まれている先駆的社会福祉事業、又は町内における社会福祉の充実並びに健康づくりに関する活動に対して、豊かな福祉社会の実現に寄与することを目的に活動費の一部を助成します。

## 対象団体

町内で社会福祉や健康づくりの分野において、自主的かつ継続的に活動している団体で次のいずれにも該当する団体

- (1) 団体結成の日から丸1年を経過し、団体としての活動実績があること
- (2) 団体の構成員が5人以上であること

※過去3年間助成を受けていない団体を優先します。

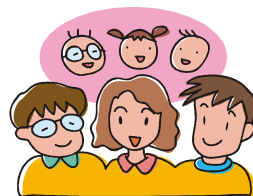
※平成22年度に財団法人や行政、社協から他の助成金を受ける場合(予定を含む)は対象となりません。

## 助成金額

1団体につき年間活動費の2分の1の金額を助成します。  
(上限5万円まで)

## 対象となる活動期間

平成22年4月1日～平成23年3月31日



## 助成の対象となる経費

団体が活動する上で必要な経費

※ただし、人件費や飲食費は原則認められません

## 申請方法

「社会福祉団体等助成事業助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、平成22年9月24日(金)17時までに社協地域福祉課へ提出してください。(申請書は、社協地域福祉課窓口でお渡しします。)

## 事業実施結果の報告

交付決定を受けた団体は、事業完了後、「社会福祉団体等助成事業実績報告書」を提出していただきます。

## 交付決定

平成22年10月上旬に申請者へ選考結果を通知します。助成金の交付は10月下旬予定です。

### 申請書提出先及び問合せ先

(福) 精華町社会福祉協議会 地域福祉課

精華町南稲八妻砂留22-1  
(地域福祉センターかしのき苑内)

TEL 94-4573

FAX 93-2278